

# 医療・福祉問題研究会会報

NO. 137  
2018.1.29

## 医療・福祉問題研究会 第 130 回研究例会

日 時: 2月24日(土) 午後3時～5時

会 場: 松ヶ枝福祉館4F 集会室

テーマ: 『母子世帯の子育ての困難について』

報告者: 村上慎司さん(金沢大学人間社会学域地域創造学類)

2017年6月に厚生労働省が公表した平成28年国民生活基礎調査では、子どもの貧困率の改善が伝えられましたが、ひとり親の貧困率は未だに5割を超えている状況にあります。また、母親や子どもの生活実態は所得以外に、母親が生活のために利用できる時間や母子世帯を取り巻く人間関係のあり方などの多角的な観点から把握する必要があります。

こうした多角的な貧困概念を背景として、本報告は、2017年2月刊行された全労済協会の公募研究シリーズの報告書における母子世帯の子育て困難に関する研究内容の概要とその後に行った母子世帯当事者へのインタビュー調査を紹介・検討します。

同報告書の本研究は理論研究と事例調査研究から成り立ちます。理論研究は、経済学者アマルティア・センが提唱する福祉と自由の基礎概念であるケイパビリティに基づいた子育て関連ケイパビリティという独自の概念について提唱・検討しました。事例調査研究では、大阪府内で母子世帯を支援する活動を行っている3団体、さらに比較対象として子どもを主たる支援対象としている1団体、関東で母子世帯の支援活動をしている2団体に、半構造化インタビューを行いました。母子世帯当事者へのインタビュー調査では、京都市内の母子世帯当事者に対して、先の子育て関連ケイパビリティに基づく調査リストを尋ねました。

上記のような研究内容に関する報告を行ったうえで、参加者のみなさんと母子世帯の子育ての困難について議論を深めたいと思います。

※事前申し込み不要、参加費無料です。多数のご参加お待ちしております。

※例会に先立ち、13時より同会場にて運営委員会を開催いたします。

『障害のある人への支援体制の現状と課題』

金沢共同社会保険労務士事務所 加藤賀代子

2017年12月23日、「障害のある人の支援体制の現状と課題」というテーマで報告がありました。

報告者は、重症心身障害児施設や地域・在宅での相談支援等に長年携わっておられる村田南美さん。現在は、「金沢市障害者基幹相談支援センター」において、障害のある人たちと相談支援事業所や関係機関を結びつけたり、よりよい支援がなされるように専門員への研修・指導・助言をする役割を担っておられるそうです。

「障害がある」と言っても、困っていること、実現したいことは様々であり、乳幼児から大人までと年齢の幅もあります。金沢市においてはその相談ができる事業所の数は増加しているものの、1人体制であったり、経営的な問題があったり、相談支援専門員の質や研修に関する課題がまだまだ多くあるとのことでした。来年度の報酬改定ではそれらのことを踏まえて、わかりにくい制度がまたさらに変更されていくようですが、利用している人やこれから利用する人が「ああ、利用してよかった。」と思える制度にしていきたいものです。

私自身が昔、医療ソーシャルワークに携わっていたころ、何をしても診療報酬には反映されない不採算部門と呼ばれることがありました。しかしその分、どんな相談でも「これは収入になる」とか「ならない」ではなく求められることに対して耳を傾けることができたように記憶しています。障害のある人への支援は、「計画相談」「基本相談」「モニタリング」という実績に応じて報酬単価が決められ、人も足りない状況下で、月に100件以上も相談件数を抱えている現状があり、求められることに十分に応じられない相談支援専門員に対し大変気の毒に思ってしまいます。しかし、そのしわ寄せがとこにくるのでしょう。相談したいことがあっても遠慮してしまったり、何に困っているのか気づいてもらえない人はいないでしょうか。

（さいごに）久々に村田さんにお会いすることができ、最も印象深かったこと。障害のある人たちと長年関わってこられてさぞかし大変なご苦労があっただろうと思いきや「この仕事は楽しい!」と言われたときの笑顔です。20年以上経っても変わりませんね。障害のある子どもの親として、とてもうれしいお言葉でした。



## 会員レポート

### 人権を主張するいしかわの会の学習会に参加して

城北病院 医療ソーシャルワーカー 小坂陽

11月18日(土)、石川勤労者医療協会にて、人権を主張するいしかわの会の学習会を開催し、石川県保険医協会事務局長の工藤浩司さんを講師に、生活保護基準引き下げ違憲訴訟の論点について学びました。

原告の主張とその根拠、被告の反論をはじめ、厚生労働大臣の裁量の逸脱が問題であることや、堀木訴訟判決が今も厚生労働大臣の裁量の根拠となっていることなど、裁判の前提にあることについてもわかりやすく理解することができました。

厚生労働大臣の裁量の逸脱として原告が挙げた、保護基準引き下げ過程や算定方式については国側の反論が集中していること、この点が国側にとっての弱点で、裁判の行方を左右する重要なポイントであることもわかりました。6月に白井康彦さんを招いた学習会でも、生活扶助相当CPIの問題点について学びましたが、改めて引き下げの過程に重大な瑕疵があると感じました。

工藤さんのお話から論点について学ぶ中で、生活保護基準引き下げの根拠や過程で、明らかにおかしいと思われるポイントがいくつもあると感じました。学習会の終わりに、工藤さんが「運動主体が勝てる理屈を持って、支援を広げていくことが大切だ」と言っておられたのが心に残りました。私たち支援者が基準引き下げの何が問題なのか、根拠を持って闘っていくことが大事なのだと思います。私自身も、この基準引き下げが国民の生存権をないがしろにする、おかしい理屈の上に行われていることを知り、改めて裁判に勝つためにやれることをやっていきたいと思うきっかけとなりました。



## 会員レポート

### 「年金引下げ違憲訴訟」第6回口頭弁論を聞いて

河野すみ子

2017年12月26日、「年金引下げ違憲訴訟」第6回口頭弁論が金沢地方裁判所で行われました。

最初に、弁護団が、原告らの既裁定年金受給権は憲法29条が保障する財産権であり、特例措置解消を理由として減額処分をすることは憲法29条に違反し無効であると陳述しました。

社会保険方式の年金制度では、年金受給権は生存権保障を基盤としているうえに、加入者が支払う保険料と給付との間に一定の対応関係があり、財産権としての権利性は強いと主張しました。これまでの厚生白書などを引用し、年金の実質的価値の維持は公的年金制

度の最も重要な要であり、年金の実質的価値の維持は財産権の本質的内容であると指摘しました。そして、この減額処分は、年金受給権という生活に直結した重要な財産権を侵害するものであり、憲法に違反すると述べました。

ついで、原告を代表してAさんが、憲法 29 条に反した年金引下げによって、ささやかな老後設計の大幅修正を余儀なくされていることをのべ、年金引下げが不当であることを陳述しました。

Aさん（75 歳、女性）の陳述を要約します。薬剤師として医療機関に入職し、定年まで働く。定年後も嘱託として1年働き退職。37 年間、厚生年金保険料を支払う。独身で、車と小さい家を持ち、健康志向の登山が趣味です。

最初の年金支給額（2004 年 10 月）は、税込月額 179,883 円、年額 2,158,600 円。これまでの生活を維持するには平均月 25 万円が必要であり、月7万円が不足。生活費は所得税、固定資産税、自動車税、医療・介護保険料、消費税を含む金額で、家の修理や車の買い替えなどは含みません。2015 年度の年金額は 176,392 円となり、3,491 円減少。この間の税制改革により住民税が課税され、2008 年と 2015 年とみると、国保料は年額 94,488 円から 119,797 円、介護保険料は年額 71,250 円から 86,664 円に増加。これら2つの保険料は年間 206,461 円（年金額の 9.8%）。持病があり、医療費は1割負担で年間 115,100 円（年金額の 5.4%）。食費が月 29,000 円から 36,000 円に増え、これらの増加に悩んでいます。

年金が唯一の収入で、不足分は貯蓄の取り崩しで補っており、命が消えるまで貯蓄がもつだろうか、不安です。老後設計は、退職時に年金収入をもとに設計しましたが、その後、年金額は減少。この年金の引下げは非常に不当であり、信頼保障の原則に反しています。裁判長には健康で文化的で私らしい老後を送りたいという願いをきちんと受け止めていただきたいと思います、と述べました。

裁判を傍聴し、私は、年金額を引下げながら、国保料・介護保険料を引上げ、そのうえ消費税などの税負担を求める政府の政策に強い憤りを覚えました。今回は、3月30日（金）午前11時30分から行われます。多くの方々の傍聴をお願いします。



## 会員からの声

### 『新年の抱負』

HP 更新担当 細川

これまでデイケアから活動支援センターで過ごし、そして、アルバイトに挑戦し失敗した。アルバイトが上手く行かないので、作業所へ。作業所も最初の三年は、十分に活動できなかった。でも四年くらいしてからなんとか、作業が満足に出来た。それから、B型の作業所からA型の作業所に移って活動中。

今年は、A型作業所プラスその他の活動を出来るように取り組みたい。

相談支援員の方にも2つのことを目指しなさいと言われた。一つは感情の起伏をコントロール出来るように。もう一つは活動量が増える事を目標にと。

A型作業所プラス、医療・福祉問題研究会のサイト更新、市民フォーラム、読書会、筋トレ、パソコン技術の習得。これらが出来ればと願う。あと、友達と遊ぶとか、人と交流、ある程度の社会との接点が増えたらと思う。

### ＜今後の裁判についてのご案内＞

- ・「生活保護基準引き下げ違憲処分取消等請求訴訟」

第12回口頭弁論

3月12日（月）13時30分

- ・「年金引下げ違憲訴訟」第5回口頭弁論

3月30日（火）11時30分

ご都合のつく方はぜひ裁判傍聴にお越しください。  
多くの参加者で傍聴席をいっぱいにしましょう！

### ★講演会のお知らせ★

新春社会保障講演会

『2018年 日本の社会保障をめぐる情勢と私たちの課題』

日時：2月4日（日） 午後1時～3時

場所：近江町交流プラザ4階集会室

講師：横山壽一さん（佛教大学教授）

お問い合わせ先：石川県社会保障推進協議会

076-253-1636